

岡山市の就学前教育・保育の在り方について

平成24年12月

岡山市・岡山市教育委員会

目 次

I 策定の趣旨	1
II 幼稚園と保育園のこれまでの経緯	2
III 施設・環境の現状と課題	3
1 市民ニーズ(量的拡大)	
(1)就学前の子どもの状況	
(2)特別支援教育・障害児保育を希望する子どもの増加	
(3)保育園の現状	
①保留児童数の増加	
②入園児数の少ない施設	
③保育環境の悪化の懸念	
2 市民ニーズ(多様化)	
(1)幼稚園の現状	
①3歳児教育・預かり保育	
②余裕教室の増加	
③小規模・過小規模園	
(2)潜在ニーズ	
(3)家庭・地域の現状と課題	
3 施設の老朽化	
4 財政等の状況	
(1)財政状況	
(2)政令指定都市の施設の状況	
(3)民間活力の積極的活用の必要性	
IV 施設・環境の課題解決の方向性	8
1 基本的な考え方	
2 解決に向けた視点	
(1)官民の役割分担	
(2)市民ニーズへの対応	
①市民ニーズ(量的拡大)	
②市民ニーズ(多様化)	
(3)良質な成育環境の保障	
①教育環境の確保	
②保育環境の向上	
③職員配置の充実	
④入園児数の少ない施設の解消	
(4)効率的な施設運営	
V 幼稚園・保育園の取組み	12
1 共通した取組み	
2 幼稚園の取組み	
3 保育園の取組み	
4 幼稚園・保育園での連携強化の取組み	
VI これからの教育・保育の進め方【自立する子どもの育成に向けて】	15

- 1 基本的な考え方
- 2 教育・保育の解決の方向性
 - (1) 就学前教育・保育の方向性
 - (2) 幼保一体化施設における教育・保育の内容
 - ① 学校教育と保育の提供
 - ② 「自立する子ども」の育成

VII 施設整備の方向性 18

- 1 幼稚園・保育園の一元化・一体化
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 岡山型幼保一体化施設における教育・保育のイメージ
 - (3) 子ども・子育て関連3法への対応
- 2 施設配置の最適化
 - (1) 配置計画の策定
 - (2) 配置計画の策定における指標

I 策定の趣旨

岡山市においては、幼稚園と保育園の二元制度の下、保育園では、入園希望児数が年々増加し、希望する保育園に入園できなくなっていることや定員を超えた受入れを行ってきたことによる子どもの成育環境の悪化が懸念され、公立幼稚園では、入園児数の減少により、集団による教育ができにくい状況となる施設もでてくるといった状況となっています。

さらに、こうした環境の中で、子どもを取り巻く課題として、規範意識の醸成（相手意識を高める機会の充実）、がまん強さ、ねばり強さを育む機会の充実、読解力・表現力の育成、コミュニケーション能力の育成や絆を深める集団づくりの充実等が挙げられています。

このように施設・環境面、公平な市民サービスの面での課題や子どもを取り巻く課題があり、就学前の教育・保育の重要な機能を担っている幼稚園・保育園においては、それぞれの枠にとらわれることなく、その機能に着目しながら、子ども・子育て支援や子どもの良質な成育環境の視点からの新たな取り組みが必要であると考えています。

国においても、子ども・子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤独感を覚える家庭が少なくないことから、本格的な人口減少社会が到来したことを踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育て支援を強化していかなければならない状況になってきております。そうしたことから、子ども・子育て支援に関する制度・財源・給付を一元化するとともに、制度の実施主体を市町村（基礎自治体）とし、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える一元的な制度を構築することを目指しています。子ども・子育てに関する制度を大幅に改正することにより、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭・学校・地域等それぞれが役割を果たしながら、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを基本理念として、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実を図ることとされています。

この在り方は、「自立する子ども」の育成を目指し、国の大幅な制度改正を考慮しつつ、年々増加している子ども・子育て支援に関するニーズに対応しながら、希望するすべての子どもに質の高い就学前教育を、保育を必要とする子どもに質の高い保育を保障し、本市が目指す幼保一体化に向けた取り組みをさらに推進していくための指針として策定します。

Ⅱ 幼稚園・保育園のこれまでの経緯

国において幼稚園は、明治9年11月、東京女子師範学校附属幼稚園が日本で最初に開設され、明治32年6月に「幼稚園保育及設備規程」、明治33年8月に「小学校令施行規則」が制定され、「幼稚園及小学校ニ類スル各種学校」の一章を設けることで、市町村がその小学校に幼稚園を附設することができることとなり、大正15年4月に「幼稚園令」「幼稚園令施行規則」が公布されたことで、幼稚園の制度的地位が確立されました。

また、保育所は、明治23年6月、新潟静修学校の付属施設の託児所が日本で最初に開設され、明治37年6月には、日露戦争に出征し、戦死した軍人の遺家族のために、母親が就労している間、幼児を預かる出征軍人児童保管所として開設され、明治41年9月には、幼稚園とは別種の保育機関として、国により助成されることとなり、昭和13年1月に、厚生省が設置されて以降、託児所は厚生省の所管となりました。

昭和23年に文部省が公刊した「保育要領」は、幼稚園保育の手引きとしてばかりでなく、保育所保育や家庭での育児の参考にもされていましたが、昭和25年9月、厚生省は、「保育所運営要領」を独自に発刊し、以降「保育要領」とは分かれていくとともに、昭和38年8月には、文部・厚生両局長が「幼稚園と保育所の関係について」として「幼稚園は幼児に学校教育を施すことを目的とし、保育所は保育に欠ける児童の保育を行うことを目的とするもので、両者は明らかに機能を異にするものである等々」との通達が出されました。

しかし、平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、第十一条として「幼児期の教育」を新設し、平成20年3月には、幼稚園教育要領が改正され、発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保することが示されるとともに、預かり保育と称される長時間保育については、教育課程に係る教育時間の時間外に行う教育活動として位置付けられました。

また、同時に、保育所保育指針が改訂され、特に保育所保育指針は、従来の局長通知から大臣告示に切り替えられ、幼稚園教育要領と同じレベルに引き上げられました。保育所では、従来の養護機能に加え、幼稚園が行う保育5領域である教育機能を持つことが明記され、これまでも保育所では教育を行ってききましたが、正式に位置づけられました。

一方、本市において幼稚園は、明治17年9月の岡山師範学校の幼稚科が最初で、全国的にもかなり早い時期に設立され、翌年の明治18年4月には私立川東幼稚保育場（現旭東幼稚園）が設立されました。これは、地区民の強い要望から設立されたもので、学区民立ともいえるものでした。その後、明治前半期に幼稚園設立のため、献身的に活動しリードしていった人やそれを支持する人など、学問、教育に熱心な人々が原動力となり、ほとんどの小学校区に幼稚園が設けられていきました。明治、大正、昭和と周辺市町村と合併が行われ、平成19年1月の瀬戸町、建部町との合併により現在に至っていますが、公立幼稚園も合併とともに、数が増加していき、最大で73園に達したのち、統廃合等により現在の69園となっています。

また、保育園は、軍人家族の生活扶助を積極的に進めるため、明治38年4月に戦時保育所として愛国婦人会岡山支部幼児保育所が開設され、昭和2年12月には岡山託児所が市営として初めて設立されました。第二次世界大戦中一時廃園となっていましたが、戦後、保母が巡回する青空保育園として再開され、昭和22年の児童福祉法公布により、本市においても昭和23年から常設保育所が相次いで設立されていきました。

さらに、公立保育園についても公立幼稚園と同様に市町村合併により数が増加していき、最大で54園となったのち、現在の53園となっています。

Ⅲ 施設・環境の現状と課題

1 市民ニーズ(量的拡大)

(1) 就学前の子どもの状況

市内に在住する就学前の子ども（外国人登録者を含む）は、過去5年、4万人程度で推移していますが、出生率の低下等により男女ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向がしばらく続くものと予想されています。

（資料1-2 合計特殊出生率の推移、資料1-3 岡山市の将来推計人口）

しかし、生活・雇用環境の変化や女性の社会進出に伴い、共働き世帯が増加していることやパート等による短時間就労者の増加など就労形態が多様化していること、さらには、核家族化の進行が続いていることなどから、就学前の子どものいる世帯では、保育園への入園を希望する保護者は今後も増加していくものと考えています。

このため、今後も施設の新設等による保育環境の整備を引き続き実施し、受入れ枠の拡大を図っていく必要があります。

（資料1-4 岡山市の夫婦のいる世帯の就労状況、資料1-6 岡山市の非正規雇用者数の推移、資料1-7 核家族化の状況）

(2) 特別支援教育・障害児保育を希望する子どもの増加

平成18年度から5年間で、公立幼稚園に在籍している障害のある子どもが、126人から267人（いずれも6月統計）と約2倍に、公立保育園では、障害児として入園する子どもが322人から373人（いずれも1月統計）と約1.2倍に増加しています。

公立幼稚園では特別支援教育支援員を、保育園では障害児加配のために保育士を配置してきましたが、配置が増加のペースに追いついていないのが現状です。

公立保育園において、昭和51年より障害児保育指定園として障害児保育を開始し、現在は、公立保育園9園、私立保育園2園の計11園において受入れを行っています。現在では、私立保育園も含めた一般園においても多くの障害児を受入れることにより増加に対応しています。

今後も特別支援教育・障害児保育の希望者の増加が続くものと考えており、受入れ枠のさらなる拡大のため、施設整備も含め支援体制の充実が必要と考えています。

（資料2-1 障害児数の推移、資料2-2 公立幼稚園・公立保育園の支援体制）

(3) 保育園の現状

女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加や核家族化の進行により、0歳～2歳を中心に保育園に通う子どもは年々増加していますが、公立保育園では主に受入れ定員増により、私立保育園では受入れ定員増のほか、施設の新設や増改築により、受入れ枠の拡大を図ってきました。

しかし、受入れ枠を拡大しているにもかかわらず、入園希望児数の増加ペースに追いついておらず、年度当初から希望する保育園に入れず、第2、第3希望の保育園への入園を余儀なくされたり、年度途中の育児休業からの復帰、出産、介護や求職等による入園については、入園すること自体が難しく、自ら育児休業を延長したり、認可外保育施設を利用しながら、認可保育園への入園を待たざるを得ない状況になっています。

（資料3-1 年度別保育園入園児数の推移、資料3-2 保育園の定員の推移、資料3-5、6 保育園の入園児数の推移）

① 保育児童数の増加

本市では、待機児童の解消に向け、受入れ枠の拡大等に努力してきたことにより、平成14年9月以降、待機児童数がゼロとなり、以降現在まで待機児童数ゼロを継続してきました。

しかし、認可保育園への入園を希望しながら、いずれの認可保育園への入園もしていない子どもの数（保留児数）が年々増加し、入園申込数の約6%までに達しています。そのうち約7割は、年度途中で育休・産休からの復帰のため、保育園への入園を希望しながら、希望する保育園に入れない0～2歳までの子どもです。

そして、この保留児の約6割は、保護者の勤務地や勤務時間等から一定の地域にある保育園への入園を特に希望し、その保育園の空き待ちをしているのが現状です。このため、保留児童の解消に向けて引き続き、民間活力を活用し、特に保護者のニーズにも配慮しながら、保育園の新設等により受入れ枠の拡大を図っていく必要があると考えています。また、今後の施設整備にあたっては、効果的・効率的なものとなるよう、以下も考慮しながら整備していく必要があると考えています。

(資料3-4 公私別保留児数の推移)

② 入園児数の少ない施設

多くの保育園で入園希望児数が増加する一方で、地域によっては、入園希望児数が少なく、年間を通じて定員に達していない保育園もあります。

これは、地理的環境や地域の就学前の子ども数と施設の受入れ可能人数との需給のバランスがとれていないことから生じています。

このため、施設整備を進めるにあたっては、地域ごとの施設のバランスを図り、市民ニーズに適切に対応できるよう、最適な施設配置について検討する必要があると考えています。

(資料3-7 定員に達しない保育園数の推移)

③ 保育環境の悪化の懸念

入園を希望する子どもの増加に対応するため、保育園では、定員を超えた受入れを行ってきました。

(資料3-5, 6 保育園の入園児数の推移)

多くの保育園では、ゆとりある保育環境で保育を実施していますが、一部の公立保育園では、施設にゆとりがなくなり、遊戯室を保育室と兼用せざるを得ない状況になっています。

このため、雨の日など外に出られない場合には、子どもたちが活動するために必要な空間を十分に確保することが困難な状況も生じてきています。

また、現在、1部屋あたりの子どもの数も多くなりがちで、隣の子どもの距離にゆとりが少なくなるなどの保育環境の悪化も懸念されており、今後も入園を希望する子どもの増加が見込まれることから、良質な保育環境を確保するという観点から、施設整備等による保育環境の改善が必要と考えています。

(資料3-8 遊戯室を保育室と兼用している公立保育園数)

2 市民ニーズ(多様化)

子育て世代の共働き世帯やパート就労等の増加により、親の就労時間等に合わせた一時預かり、延長保育、夜間保育、休日保育、3歳児教育や3歳～5歳児を対象とした保育ニーズなどの市民ニーズが増加しています。

このため、多様化し、増加している市民ニーズへの対応方法を検討していく必要があると考えています。

(資料1-4 岡山市の夫婦のいる世帯の就労状況、資料1-6 岡山市の非正規雇用者数の推移)

(1) 幼稚園の現状

幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの幼児であれば、だれでも入園することができる学校ですが、公立幼稚園では、入園児数が減少傾向にあります。

これは、少子化による人口の減少による要因が大きいと考えられるものの、私立幼稚園の入園児数があまり変わっていないことから、公立幼稚園が3歳児教育・預かり保育などの教育・保育に対する市民ニーズに対応できていないことも大きな要因であると考えており、この対応について検討していく必要があると考えています。

(資料4-1 幼稚園の入園児数の推移、資料4-2 3歳児教育の状況)

① 3歳児教育・預かり保育

現在、公立幼稚園では、3歳児教育を17園で実施していますが、3歳児教育を実施している半数近くの園で定員を超える応募があり、入園にあたり抽選を実施していることから、3歳児教育のニーズは比較的高いものと考えています。

また、多くの私立幼稚園で実施している預かり保育についても、一時的な預かりも含めた時間延長の要望は、公立幼稚園に入園している子どもの保護者からも多数寄せられており、預かりへのニーズが高いものと考えています。

これまで、公立幼稚園における3歳児教育実施園の拡大や預かり保育の実施については、余裕教室の有無、地域のバランス、保護者や地域のニーズ、3歳児人口の推移などを把握し、私立幼稚園・保育園との関係などから総合的に検討していかねばならなかったことから、実現するに至りませんでした。

預かり保育については、保護者の就労による保育ニーズへの対応の面では、長期休業・土曜日の保育、早朝・延長保育等には、職員配置や施設整備等が必要になり、現状のままでは困難であると考えておりますが、子育て支援の観点から検討していく必要があると考えています。

② 余裕教室の増加

公立幼稚園では、入園児数の減少に伴い、本来の目的に使用されていない教室(余裕教室)が増加する傾向にあり、絵本の部屋、PTA・地域の会合や子育て支援の場等、保育園と隣接する幼稚園では、保育園の保育室として利用するなどにより有効活用してきました。

しかし、今後も入園児数の減少傾向が続くものと考えており、さらに余裕教室が増加するものと考えています。

この余裕教室の活用については、子育て支援の観点から、地域の実態を考慮しながら、早急に活用方法等を検討する必要があると考えています。

(資料4-3 公立幼稚園の教室の使用状況資料、4-9 余裕教室等の活用試算)

③ 小規模・過小規模園

公立幼稚園では、入園児数の減少に伴い、在園児の少ない幼稚園(20人以下を「小規模園」、10人以下を「過小規模園」)が一定数のまま、解消されてきていませんでした。

幼稚園では、子どもが集団の中で社会性を培い心豊かに成長するため、多くの友だちと関わるのが大切であるとされており、一定の規模の集団を維持することが必要不可欠であることから、小規模・過小規模園について、一定の規模の集団を維持するための対応方法を幼児教育の観点から、早急に検討する必要があると考えています。

(資料4-4 小規模・過小規模幼稚園の推移)

(2) 潜在ニーズ

平成21年1月から2月にかけて実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」では、現在、認可幼稚園・認可保育園に通っていない人のうち、4割以上が、「今後条件があれば、幼稚園・保育園に通わせたい(預けたい)」と回答しています。

「今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは足りていないと思うサービス」として「保育園の利用」、「幼稚園の預かり保育」、「一時預かり」、「病児・病後児保育」、「事業所内保育施設」、「幼稚園の利用」、「延長保育」の順となっています。

また、今後の利用希望については、「保育園」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「事業所内保育施設」、「延長保育」の順になっていることから、幼稚園・保育園に関する潜在ニーズも高いことがわかります。

このため、既存の幼稚園・保育園の施設の活用を前提としながら、教育・保育の潜在ニーズへの対応について検討していく必要があると考えています。

(資料4-10 子育てに関するアンケート調査)

(3) 家庭・地域の現状と課題

核家族化の進行、共働き家庭の増加に加えて、地域における人間関係の希薄化などにより、子育てについての相談や助言を求める保護者が多数いることから、子育ての負担感や、不安感をやわらげるため、親が学ぶ場や相談体制の更なる充実、一時的な預かり等による総合的な支援を行う必要があります。

また、虐待やいじめ、不登校、障害のある子ども、外国人の親子等、きめ細やかなサポートを必要とする子どもや家庭を支援するため、地域社会における子育て環境の整備による地域のネットワークの再構築が必要と考えています。

3 施設の老朽化

私立幼稚園・私立保育園では、多くの施設で建て替え又は改修等が進んでいますが、公立施設では、小規模な改修は行っていますが、施設全体の老朽化が進んでおり、全体の約4割の施設が築後30年以上経過しています。

このため、今後、多額の費用を要する建替えや全面的な施設の改修が必要になってくるものと考えていますが、厳しい財政状況のおり、施設整備計画の策定も遅れています。

また、施設の耐震診断や耐震化工事も順次進めていますが、すべての施設が終わるには、さらに時間と費用が必要と考えています。

こうした中、今後の整備に当たっては、将来の公として果たすべき役割、建替え等の容易さ、かかる費用、耐震強度や耐震化の必要性等から優先順位を決めたうえ、効率的に整備を実施する必要があると考えています。

4 財政等の状況

(1) 財政状況

本市では、これまで積極的な行財政改革を進めてきた結果、330億円を超える財政効果を実現してきました。

しかし、市全体の借金残高がなお多額であることや、義務的な経費が今後も増加することが想定されていることなどから、必要な市民サービスを持続するためには、さらなる行財政改革が必要とされています。

また、他の政令指定都市と比較した場合、経常収支比率(86.1%)は首位となっているものの、財政力指数(0.754)は15位(19市中)、実質公債比率

(15.9)は16位(19市中)となっており、引き続き財政健全化への取組みを進めていく必要があると考えています。

(資料5 財政状況)

(2) 政令指定都市の施設の状況

他の政令指定都市の施設状況を比較した場合、幼児教育に対する姿勢や考え方、歴史的な経緯などから、本市では、公立幼稚園の施設の数、割合ともに多くなっています。

しかし、公立幼稚園は、入園児数が減少してきており、今後もこの傾向が続くものと想定されていることから、見直しが必要と考えています。

(資料6 政令指定都市の施設の状況)

(3) 民間活力の積極的活用の必要性

平成20年3月に作成した、「岡山市公立保育園民営化ガイドライン」では、公立保育園の役割を民間に分担できるところは社会福祉法人等への移管を進め、核家族化の進行、女性の社会進出による夫婦共働き世帯の増加、多様化する就労形態に伴う多様な保育ニーズ、増加する保育需要に対応し、本市の保育水準を高め、子どもたちにとっての保育環境の向上を図ることを目的としています。

また、厳しい財政状況が続く中、施設運営費等が、公私において差があり、限られた財源で、将来にわたり、安定的に良質な就学前の教育・保育を持続していくためには、民営化や民間委託を進め、運営の効率化を図る必要もあることから、地域ごとに現状や将来の保育需要を検討し、公立保育園の役割を民間に分担できるところは、民間に任せ、その運営に関わる人員や財源を子育て支援の充実に充てるよう図ることとされています。

今後も、官民の役割にも配慮しながら、民間に任せるところは民間に任せるところを基本に、民間活力を積極的に活用し、その結果生まれる人員や財源を有効利用し、保留児の解消に向けて施設の新設や増設等、さらには、子育て支援の充実や今後の市民ニーズの増加への対応等に充てていく必要があると考えています。

(資料7 施設運営費等公費負担額)

IV 施設・環境の課題解決の方向性

1 基本的な考え方

本市では、明るく楽しい社会を進展させるためには、未来を担う子どもが心身ともに健やかに成長することが重要と考えています。

そのために、子どもの立場が最大限尊重されるとともに、すべての人が安心して、ゆとりを持って子どもを生み育てることができるよう、子育て、子育てを社会全体で支えるまちを目指しています。

このためには、子育てと仕事の両立を支援し、増大・多様化する市民ニーズに対応するとともに、地域における人間関係の希薄化などによる子育ての負担感や不安感を柔らげるため、親が学ぶ場や相談体制のさらなる充実、一時的な預かり等による総合的な支援を充実させる必要があると考えています。

また、厳しい財政状況が続く中、限られた人員や財源で、将来にわたり、安定的に良質な就学前教育・保育を提供していくため、官民の役割を考慮しつつ、民間活力を積極的に活用していく必要もあると考えています。

そこで、市民ニーズに最大限に応えるため、幼稚園・保育園の一元化・一体化や統廃合や民営化を進め、施設運営の効率化を図りつつ、希望するすべての就学前の子どもに小中学校への連続性を大切にした教育・保育を等しく提供できるよう子育て環境を整備していきます。

2 解決に向けた視点

本市における就学前教育・保育の現状や課題等を解決し、これからの就学前教育・保育を考えるにあたり、4つの視点から解決の方向性を検討します。

- ◇官民の役割分担
- ◇市民ニーズへの対応
- ◇良質な成育環境の整備
- ◇効率的な施設運営

(1) 官民の役割分担

少子化・核家族化の進行、女性の社会進出による夫婦共働き世帯の増加、多様化する就労形態に伴う多様な市民ニーズや増加する保育需要に対応するために、より柔軟なサービス提供が求められています。

国の制度の下、幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき学校教育を実施し、保育園では、保育所保育指針に基づき保育を実施しており、公立と私立で基本的な違いがないことから、公（官）として果たすべき役割を明確にした上で、「民でできることは民に任せる」ことを基本として、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していきます。

財政状況が厳しい中、限られた人員と財源で、将来にわたり、安定的に質の高い教育・保育を希望するすべての就学前の子どもに提供していくため本市においては、「自立する子ども」の育成に向けて小中学校との連続性を大切に、地域の中で、それぞれの施設が教育・保育及び家庭における子育て支援の充実が図られるよう、幼保一体化施設として設置される市有施設には、公（官）として果たすべき役割を新たに持たせます。

(公(官)として果たすべき役割)

- セーフティネットのための施設としての役割
(想定される具体的な事例)

- ・ 保育を必要とする子どもについて、利用勧奨や支援等を行っても、なおやむを得ない事由により教育・保育を受けることが著しく困難な場合など
- ・ 児童相談所等からの報告又は通知を受けた子ども、その他の優先的に保育を行う必要があると認められる子どもについて、保育を受けることが著しく困難である場合など

□岡山型一貫教育の推進を図るための幼児教育のかなめとしての役割
(必要性等については、後段で記述します。)

□地域のコミュニティー及び他の関係機関等との連携・接続のかなめとしての役割

(2) 市民ニーズへの対応

①市民ニーズ（量的拡大）

(ア)受入れ枠の拡大

今後も増加が見込まれる保育園への入園を希望する保護者への対応については、現在までと同様に、民間活力の活用による施設整備を基本として、受入れ枠の拡大を図っていきます。

(イ)特別支援教育・障害児保育の受入れ枠の拡大

今後も増加が見込まれる特別支援教育・障害児保育の希望児に対応するため、公私を問わず、施設整備を含め支援体制の充実により受入れ枠の拡大を図っていきます。また、定期的な研修等の実施により、職員の対応能力の向上も図っていきます。

(ウ)保留児童の解消

保留児童の解消のため、地域ごとの需給のバランスをとり、最適となるよう施設の配置計画を策定し、供給体制が不足している地域においては、民間活力の活用により施設の新設等を行うことを基本に検討していきます。

ただし、幼稚園での預かり保育では、保護者の就労による保育ニーズに柔軟に対応することが難しいことや、保留児の約7割を占める3歳未満の保留児の解消には直接つながらないこと等から、その地域に既存の市立施設がある場合には、公（官）として果たすべき役割にも配慮しつつ、幼保一体化により、余裕教室を利用し、児童福祉法による保育を実施することで、保育を必要とする子どもの受入れ枠の拡大を図っていきます。

あわせて、効率的な運営のため、民営化・民間委託などによる施設の活用を図っていきます。

(4-9 余裕教室等の活用試算)

②市民ニーズ（多様化）

多様化する市民ニーズへの対応については、緊急性の高いものやニーズの高いものから優先的に対応していくこととします。

また、対応にあたっては、公（官）として果たすべき役割に配慮しつつ、民間活力の活用により環境整備していくことを基本に推進していきます。

(ア)3歳児教育・預かり保育

地域ごとの3歳児教育・預かり保育のニーズを把握したうえで、幼保一体化施設において、3歳児に対する学校教育を行います。また、子育て支援の観点

から、保育を必要とする3歳から5歳児に児童福祉法による保育を実施します。このことにより、同一施設でこのようなニーズに対応することが可能になります。あわせて子育ての負担感等の解消のため、一時預かり保育も検討していきます。

(イ) 潜在ニーズへの対応

潜在ニーズへの対応については、緊急性の高いもの、ニーズの高いものから、また、既存の施設の活用で実施できるものから優先して検討していきます。

(ウ) 家庭・地域の子育て支援の充実

幼稚園や保育園などの施設の利用にかかわらず、育児に対する不安の大きい子育て中の保護者の不安解消に向け、以下の支援体制の強化を図っていきます。

- ・ 保護者からの相談や必要な情報の提供、助言等
- ・ 親子の交流を促進する場の提供
- ・ 一時的に預かってもらえる場の充実

(3) 良質な成育環境の整備

① 教育環境の確保

学校教育法に基づく施設の設置基準を満たす施設や安全性の確保された教育環境の確保を図っていきます。

② 保育環境の向上

1人あたりの利用可能な面積をしっかりと確保し、ゆとりのある保育環境の整備を図り、遊戯室などの雨の日の活動空間の確保を含め、年齢にあった遊びの場や遊具の提供により、保育環境の向上を図るとともに、さらなる安全性の確保を図っていきます。

③ 職員配置の充実

質の高い教育・保育を提供するため、職員研修や教材準備等の時間が確保できるような職員配置を行うとともに、障害のある子ども等へ対応するための職員配置、教育・保育を担当する職員が、本来業務へ専念することができるように、食物アレルギーをはじめとしたアレルギー対応や障害、病気等に的確に対応するための看護職員の配置、施設管理等の事務処理を専門的に行うための事務職員の配置等について検討していきます。

④ 入園児数の少ない施設の解消

入園児数の少ない施設（幼稚園では、「小規模・過小規模園」、保育園では、「年間を通じて定員に達していない保育園」）がありますが、就学前教育・保育は、生活を通して幼児が多くのお友達と関わることで、自分から興味をもって活動し、充実感や満足感を味わうという体験が重視されていることから、等しく学校教育・保育を提供するため、少子化の進行、地理的環境、地域の就学前の子どもの数と施設の受入れ可能人数のバランス等を考え、最適な施設配置となるよう配置計画を立て、地域の実情等に配慮しながら、施設の統廃合等も図っていきます。

(4) 効率的な施設運営

市民ニーズに対応しつつ、教育環境、保育環境の向上を図り、就学前の子ども一人一人に等しく保障していくためには、幼稚園・保育園を別々に整備していくこと

よりも、幼稚園・保育園の一元化・一体化による幼保一体化施設として、施設環境を整備していくことがより効率的と考えています。

また、厳しい財政状況が続く中、限られた人員や財源で、将来にわたり、安定的に質の高い就学前教育・保育を保障し、市民ニーズに対応していくためにも、子ども・子育て支援を総合的に実施することが求められています。

今後、幼保一体化施設として設置する市有施設は、セーフティネットの役割、岡山型一貫教育のかなめ、地域のコミュニティー及び関係機関等との連携・接続のかなめとしての役割を果たす施設として整備し、3歳以上児への学校教育及び0歳～5歳児への保育を実施します。

V 幼稚園・保育園の取組み

平成19年4月1日に策定した「岡山っ子育成条例」では、子どもたちが次代を生き抜いていくための資質として、自立を掲げ、「自立する子ども」の育成を目指しています。自立とは、「豊かな人間性を身につけ、自分を高め、共に生きることのできるように自分自身を確立していくことです。家庭、学校園、地域社会がそれぞれの責務を果たし、市民協働による自立する子どもの育成を目指しています。

このような中、本市における小中学校を含めた子どもを取り巻く課題として次のようなことが挙げられます。まず、全国学力・学習状況調査等から、岡山っ子の自尊感情は高い傾向にありますが、暴力行為については、学校種を問わず、急増しており、今後は、自尊感情を高めつつも、そうした感情が独りよがりなものとならないよう、規範意識を育てたり、相手の立場を踏まえて考える等の相手意識を高める機会の充実が求められています。

また、子どもたちが困難なことには自分から挑戦しようとしなかったり、うまくできないうすぐあきらめてしまったりするなど、目的に向かって根気強く取り組むことができにくい様子が見られることから、がまん強さ、ねばり強さを育む機会の充実も重要な課題となっています。

さらに、自分の考えやその根拠を明確に表現したり、必要な情報を読み解いて的確に示したりする力に課題があることが分かり、読解力・表現力の育成が必要となっています。また、他者との関わりやつながりを持つ力が落ち、携帯ゲーム機等一人遊びの文化が急速に浸透していく中で、コミュニケーション能力の育成や絆を深める集団づくりの充実も課題として挙げられます。

このほか、幼稚園・保育園と小学校の間には不要な段差があり、子どもが安心して小学校の学習になじんでいきにくい状況も大きな課題となっています。

特に生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な時期である乳幼児期には、子どもの発達や学びの連続性・一貫性に配慮した就学前教育・保育が行われることが望ましく、家庭、園、地域社会がそれぞれの役割を果たすことが大切であると考えています。

これらのことから、就学前教育・保育では、子どもの実態を把握し、目指す子どもの姿を掲げ、日々の生活の中でこれらの課題の解決に向けた取組みを行っています。

(資料9 自立する子ども、参考資料1 岡山っ子育成条例)

1 共通の取組み

就学前は、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して人間形成の基礎となる豊かな心情、物事にかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度などが養われる時期であることを踏まえて、幼稚園、保育園では、子どもの発達に必要な経験を積み重ねていくことができるような環境を構成し、一人一人に応じた総合的な教育・保育を行ってきました。

そして、子どものよりよい環境づくりを目指し、隣接園の園庭や施設の共有化、施設の一体化を図ってきました。

また、幼稚園と保育園の連携強化を図る目的で平成13年に「岡山式カリキュラム」を作成し、これに沿った取組みを行ってきました。さらに、平成20年に幼稚園教育要領の改訂と保育所保育指針の改定が行われたことや平成21年より「岡山型一貫教育」の推進が図られるようになったことに伴い、平成22年に、幼稚園と保育園のつながりをより一層深めるとともに、幼児期の教育と小学校教育とが円滑に接続していくことを目的にして、平成13年の「岡山式カリキュラム」を改訂し、これに沿った取組みを行ってきました。

こうした連携強化の取組みの中で、幼保が連携した合同研修や相互体験研修な

どを行い、教育・保育の質を高めようと努力してきました。

さらに、規範意識の醸成やコミュニケーション能力の育成などの課題については、幼稚園、保育園それぞれの園で研究テーマ等に取り上げ、解決に向けた取り組みを進めてきました。

また、本市が進める岡山型一貫教育は、幼児教育と小学校、中学校等の間の不要な段差を解消し、子どもが安定し、学力の伸びやすい状況をつくるためのものです。幼稚園、保育園においても、それぞれでその考え方を理解し取り組んでいますが、それぞれの地域によって、その取組状況には差があります。

(参考資料2 岡山型一貫教育)

2 幼稚園の取組み

幼稚園では学校教育法に基づく学校として、幼稚園教育要領に従い、4時間という標準時間の中で、遊びを通して総合的な指導を行なうという教育を行ってきました。そして、3歳から5歳までの子どもへの指導を繰り返す中で、その専門的な指導技術を蓄積してきました。また、ほとんどの保護者が決められた時間に送迎ができるため、子育て支援として、教師との話し合いの時間を確保したり、親子での活動に力を注いだりして、幼稚園と家庭がしっかりと連携して子育てできるよう取り組んできました。

また、地域の子育て支援として、未就園児を対象とした活動等にも取り組んできました。

3 保育園の取組み

保育園では、児童福祉法に基づく児童福祉施設として、保育所保育指針に従って保育に欠ける子どもへの養護と教育を一体的に行ってきました。そして、0歳から5歳までの子どもの発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して、長期的な視野で保育を行ってきました。

また、保護者の就労等のニーズに応じて保護者に寄り添い、養育力向上に結びつく家庭支援とともに、地域の子育て支援に取り組んできました。

4 幼保一体型施設での取組み

一体型施設は、現行の法制度の中で、幼稚園、保育園という位置づけではありませんが、可能な限り幼稚園児と保育園児が一体的な生活を行い、教育・保育の内容についても統一する努力をしてきました。

中でも、子ども達がより一体的な生活をしている「灘崎にこここ幼保園」では、幼稚園長と保育園長を兼ねる園長の下で、幼稚園教諭と保育士と一緒に職員会議を持ったり、幼稚園教諭の勤務にローテーションを取り入れたりして、一体的な運営に努め、職員の意識の共有化を図っています。

また、具体的な教育・保育の取組みとしては、同じ「目指す子ども像」に向けて、基本計画や月案などの指導計画を統一し、共通の考えに基づいて遊びの環境などを工夫し、同じような内容で教育・保育ができるようにしています。クラスの運営は、幼稚園と保育園は別々で、幼稚園教諭と保育士のそれぞれの担当がありますが、3歳児以上のクラスの各保育室は隣接するように配置し、日常的に交流し、お互いの遊びや生活を見ながら、より一体的な生活ができるような工夫もしています。

さらに、一つの園として、地域や小学校、中学校とかかわりを持ち、中学校区での研究の取組みにも参加し、ここでも幼稚園・保育園が共通の視点を持って

日々の教育・保育に取り組むことができています。

こうした取組みを通して、子ども達には、同年齢の多くの子どもや異年齢児との関わりができるようになり、人と関わる力が育ったり、就学前の時期からの人間関係づくりによって、小学校へのスムーズな移行につながったりするなどの成果が見られます。

また、職員にとっても大きな成果があります。今まで、幼稚園は教育、保育園は福祉と、施設の目的や役割がそれぞれ違う中で教育・保育を進めてきました。そうした長い歴史の中で培った経験から、幼稚園教諭と保育士には教育・保育に対する考え方に違いがあり、日々の保育の中で、共通の考えや同じ視点のもとに教育・保育を進めていくためには、互いの違いを理解し認めた上で、共通理解を図るための話し合いの時間の確保が必要であり、大きな課題でした。しかし、そうした話し合いによって共通理解が図られ、互いの持っている専門性を出し合いながら教育・保育にあたることにより、職員の意識改革や資質の向上につながり、教育・保育の質が向上し、前述の子ども達に見られた成果を得ることができています。

さらに、保護者同士の関わりが増え、顔見知りになり、人間関係が広がるとともに、就学に向けての不安が和らいだなどの成果も見られます。

幼稚園、保育園、一体型施設での取組みなどを総合して考えると、幼稚園・保育園が連携し、一体的な生活をすることは、職員の資質向上や教育・保育の質の向上につながり、そのことが、自立と自己実現に向けた子どもの育ちに寄与していることが明らかになっています。このことから、こうした取組みを今後とも継続していくことが必要であると考えます。

また、幼稚園・保育園ではそれぞれに、日々の教育・保育の中で、小中学校を含めた本市の子どもを取り巻く課題解決にも目を向け取り組んでいますが、先を見据えた小学校との連携の中での取組みは、まだ十分とはいえない状況にあります。子どもの育ちを見すえ、幼稚園・保育園が同じ姿勢で、同じ方向に進んでいくことは大切なことと考えます。

こうしたことから、今後、「自立する子ども」を育成していくためには、これまでの連携強化の取組みや一体型施設での取組みを踏まえるとともに、課題解決を図り、小学校以降の教育との連続性を大切にして、希望するすべての子どもに等しく教育・保育を提供する環境を保障することが必要と考えます。

(資料 8-1 幼稚園・保育園の連携強化の取組み、資料 8-2 これまでの取組みにおける成果と課題)

VI これからの教育・保育の進め方 【自立する子どもの育成に向けて】

1 基本的な考え方

本市では、今後も、就学前教育・保育の基本方針として豊かな人間性を身につけ、自分を高め、共に生きることのできる「自立する子ども」を育成することを目指し、就学前教育・保育を進めることが大切であると考えます。

就学前は、人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、将来の子どもの育ちの姿を見ずえて、その課題を意識して教育・保育に取り組むことが必要です。

学びの芽生えの時期である「幼児期の教育」と自覚的な学びの時期である「児童期の教育」において、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、両方の教育が円滑に接続した、教育の連続性・一貫性を確保するために、就学前の子どもに対して体系的な教育を組織的に行うことも重要であると考えます。

また、少子化が進み、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、保育を必要とする0歳～5歳児に対しては、良質な保育と家庭における子育て支援を提供することが必要であることから、就学前の希望するすべての子どもに小学校以降の教育との連続性を大切にした学校教育・保育を提供することが必要であると考えます。

2 教育・保育の解決の方向性

(1) 就学前教育・保育の方向性

本市では、子ども・子育てに係る様々な課題の解決に向けて、保護者の就労状況等にかかわらず、3歳以上の就学前の子どもには、小学校以降の教育との連続性を大切にした学校教育を、合わせて保育を必要とする子どもには、家庭に代わる環境のもとでの発達過程に応じた保育を提供し、「自立する子ども」の育成を目指し、教育・保育を行っていきます。

また、前述した連携強化の取組みの成果や課題等を踏まえると、すべての子どもへ学校教育法に基づく学校教育と児童福祉法による保育を等しく提供できる良質な成育環境を保障するためには、幼稚園・保育園の一元化・一体化も有効であることから、積極的に進めていきたいと考えています。

(2) 幼保一体化施設における教育・保育の内容

① 学校教育と保育の提供

希望する3歳以上の就学前の子どもには、学校教育法及び幼稚園教育要領に基づく教育を、3歳から5歳までの子どもの育ちを見通して、ねらいや内容を編成し、園として組織的に行います。義務教育及びその後の教育の基礎を培うために、家庭ではできない幼児同士のかかわりが持てる集団の中で、幼児期の発達にふさわしい教育、すなわち、遊びを通した総合的な指導を行います。さらに、発達に必要な様々な体験が得られるよう、自然環境、園全体の教育環境、遊具等の物的環境、教師等の人的な環境など、子どもを取り巻く様々な環境を通して行う教育を進めていきます。

同時に、就学前は親子の愛着形成を確立させる意味からも、家庭での子育てが基本となります。このことを踏まえた上で、保育を必要とする0歳から5歳児には、家庭に代わる環境を用意し、児童福祉法に基づく保育、すなわち養護（生命の保持等）と教育（子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助）を保護者とともに進めていきます。

さらに、子育てに対する不安や孤独感等を抱える家庭や養育支援を必要としている家庭に対し、個々の家庭が抱える諸問題の解決や軽減を図っていくことが必要であると考え、地域の子育て支援の充実も図っていきます。

これらのことを一体的に提供することで、子どもにとってよりよい就学前の教育・保育が実現できるものと考えています。

また、実施にあたっては、これまで幼稚園・保育園で培われてきたノウハウ等を十分に活かせるように進めていきます。

②「自立する子ども」の育成

就学前は、この時期にふさわしい生活の中で多様な経験を積み重ねながら、生涯にわたる生きる力の基礎を培っていくことが重要な時期であることから、子どもが発達していく姿を踏まえ、子どもたちに育つことが期待される心情・意欲・態度を育てるために、「心身の健康に関すること」、「人とのかかわりに関すること」、「身近な環境とのかかわりに関すること」、「言葉の獲得に関すること」、「感性と表現に関すること」などにかかわる内容を遊びや生活を通して総合的に、また、子どもの発達段階に合わせて指導します。

特に、本市が目指す「自立する子ども」に向けて、「自分から進んできまりを守ることができる力」「自分の経験したこと、考えたことなどを言葉で表現する力」「友達のよさを認め合い協力して遊ぶ力」などを身につけることに力を注いでいきます。

(資料9 自立する子ども)

このため、今までの幼保連携強化の取組みの中で得られた成果や課題を活かしながら、連続的・段階的に子どもを育てていくための教育・保育内容をまとめた『岡山式カリキュラム』にそった教育・保育を行います。

次に、前述の本市における小中学校を含めた子どもを取り巻く課題の解決に向けた取組みにも、より一層力を注いでいきます。具体的には、子どもが自分とは違う他者の存在に気付き、様々な感情体験ができるような環境を設定したり、教師自身がモデルとなったりして、規範意識や相手の立場を踏まえて考える等、相手意識を高めるようにする。子どもが興味や関心をもち継続できるような遊びに取り組む中で、適切な援助をし、遊び込む楽しさや、やり遂げた達成感を味わえるようにすることで、がまん強さやねばり強さを養う。など、小学校以降の子どもの状況や課題を意識し、発達段階を踏まえた取組みを行っていきます。

また、中学校区での子どもの状況や課題を見すえ、中学校区の各校園が、一貫する視点をもって、指導内容や指導方法等の連続性について考える岡山型一貫教育を推進し、就学前の教育において、小学校以降の子どもの状況や課題を意識し、発達段階を踏まえた取組みを行い、小学校以降の教育への接続が、より円滑に行われるようにします。

(参考資料2 岡山型一貫教育)

そして、教育活動等の成果を検証し、必要な改善を行うPDCAサイクルを確立することによって、就学前の子どもがよりよい教育活動等を受けられるよう運営の改善と発展を目指して、教育水準の向上と保証を図っていきます。幼保一体化施設においては、文部科学省が示す「幼稚園における学校評価ガイドライン」と厚生労働省が示す「保育所における自己評価ガイドライン」とを参考にしながら、教育活動その他運営の状況について評価を行い、その結果に基づき組織的な改善を図り、質の高い就学前教育・保育の水準を保証するとともに、一体施設への理解を深めてもらえるよう家庭や地域に情報提供を行います。

また、小学校入学後の子どもの姿を踏まえながら、小学校との連続性を見すえて子どもの育ちを評価する視点も、PDCAサイクルに取り入れることで、小学校以降の確かな学びに向けて、自ら学ぶ意欲や自ら学ぶ力の基礎が培われるようにし

ていきます。

さらに、就学前教育・保育の質を保障するためには、教職員の意識改革が必要であり、職員同士の話し合いや職員研修（ワークショップ等）の充実により、幼保一体化施設における職員の資質向上を図っていきます。

このように、これまでの幼稚園・保育園における連携強化の取組みの成果等を踏まえ、希望するすべての3歳以上児へ学校教育法に基づく体系的・組織的な教育と、保育を必要とする0歳から5歳児への発達過程に応じた、児童福祉法に基づく保育を行うとともに、地域の子育て支援の充実を図ることで、教育・保育の質が担保され则认为ます。

さらに、岡山式カリキュラムに沿った実践を行いながら、岡山型一貫教育等の取組みを推進していくこと等によって、本市が目指す「自立する子ども」の育成が図られる则认为ます。

Ⅶ 施設整備の方向性

1 幼稚園・保育園の一元化・一体化

(1) 基本的な考え方

就学前の教育・保育の重要な機能を担っている幼稚園・保育園において、就学前の子どもに小中学校への連続性を大切にされた質の高い学校教育・保育を保障し、現在抱えている問題・課題等を解決しつつ、市民ニーズに最大限に応えるためには、以下の点を考慮すると、それぞれ別々に対応することよりも、幼稚園、保育園といった制度上の制約を可能な限り取り払い、幼稚園・保育園の一元化・一体化による幼保一体化施設として、就学前の子ども一人一人に等しく教育・保育を提供できる環境を構築することが最善であると考えます。

- ・ 幼稚園・保育園における運営基準、施設基準それぞれに適合した施設整備により、良質な教育・保育環境が実現できる。
- ・ 施設を一体的に整備することによって教育・保育の一体的提供が可能になり、希望する3歳以上の就学前の子どもに学校教育を、また、保育を必要とする0歳から就学前の子どもには、家庭に代わる養護や教育を等しく提供していくことができる。
- ・ 幼稚園の余裕教室を、保育を必要とする子どもへの保育に活用することで、保留児の解消に寄与することができる。
- ・ 制度に裏付けられた安定的な財源の下で、継続的な教育・保育の提供が可能となる。
- ・ 幼稚園・保育園を別々に整備していくことよりも、施設の老朽化や耐震化等に柔軟な対応ができ、効率的運営が可能となる。
- ・ 幼稚園・保育園における連携強化の取り組みの成果等を踏まえ、教育・保育の質が担保された効果的な運営が可能となる。

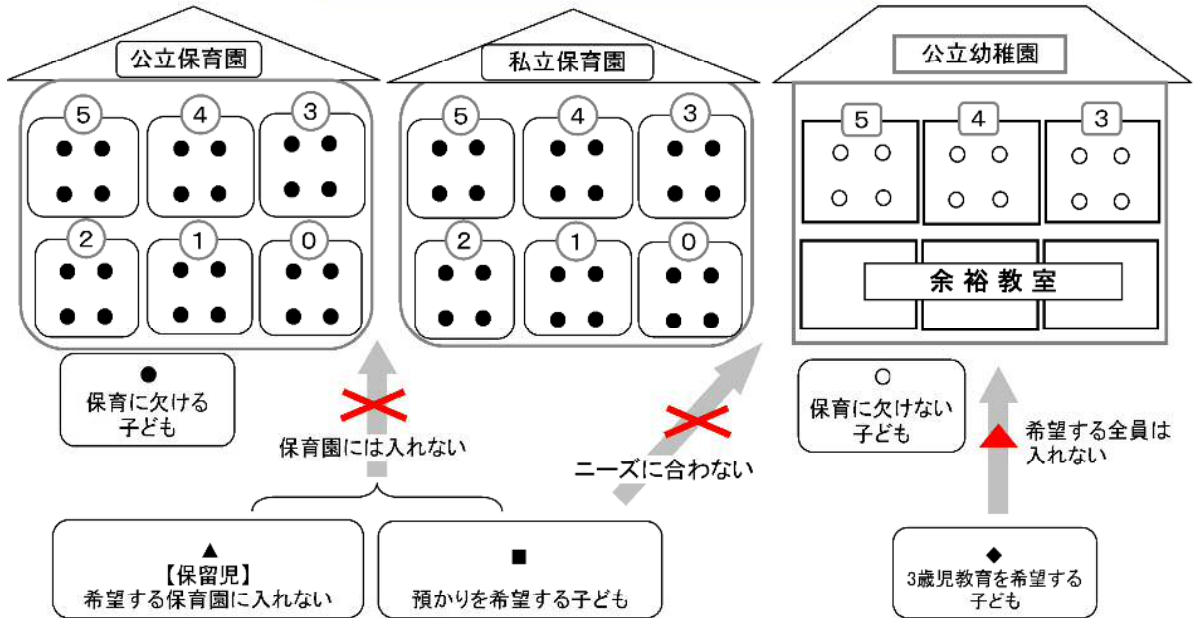
そこで、現在の施設形態や配置状況、地域性、多様な市民ニーズ等を考慮しながら、幼稚園・保育園の良い部分を活かせるよう、幼保一体化施設として整備を進めていきたいと考えています。

幼保一体化施設の形態には次のようなものがあります。

- 施設が隣接、近接している場合には、一体的に使用する施設
- それぞれが単独の場合には、他の機能（幼稚園には保育園機能、保育園には幼稚園機能）を付加した施設

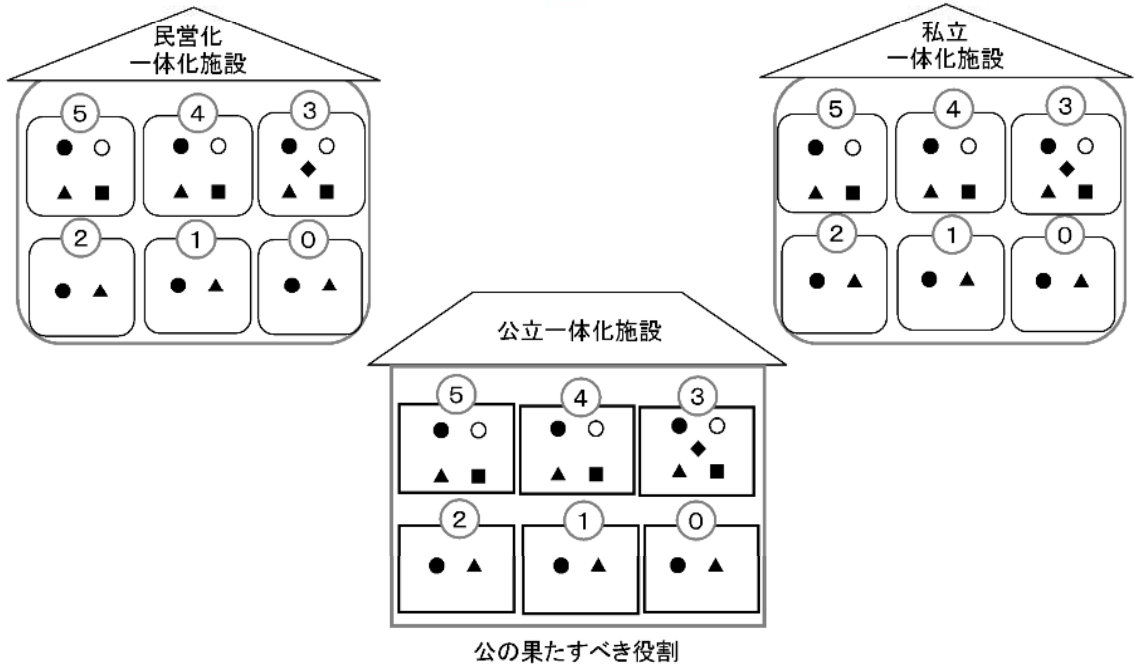
また、私立幼稚園、私立保育園についても、幼保一体化に向けた取組みに関して丁寧に説明し、前向きに検討してもらえよう努力していきます。

幼保一体化施設のイメージ



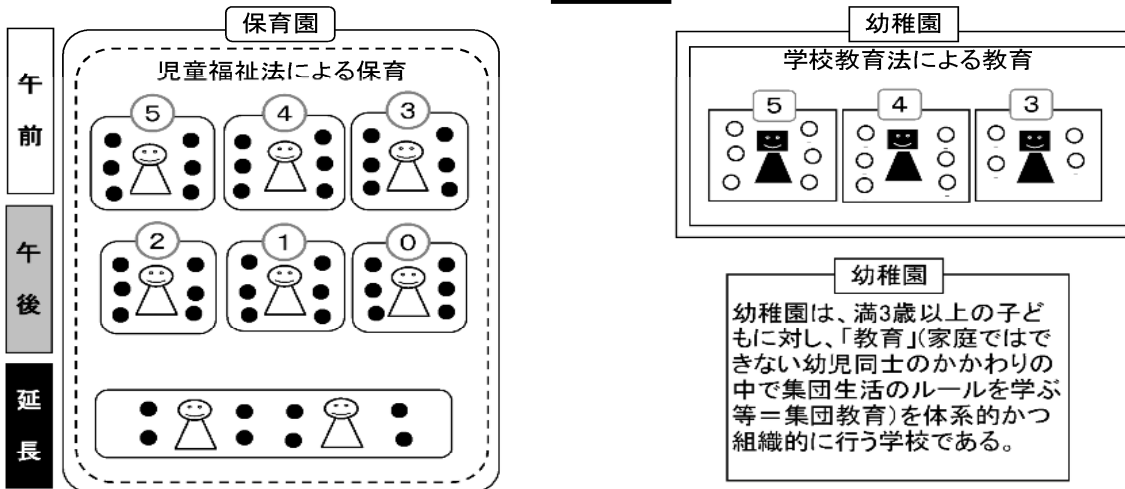
市民ニーズに最大限応える

- 保留児の解消
- 対象児(預かりを希望する子ども)の拡大
- 3歳児教育の拡大

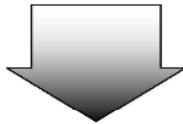


(2) 幼保一体化施設における教育・保育のイメージ

現在

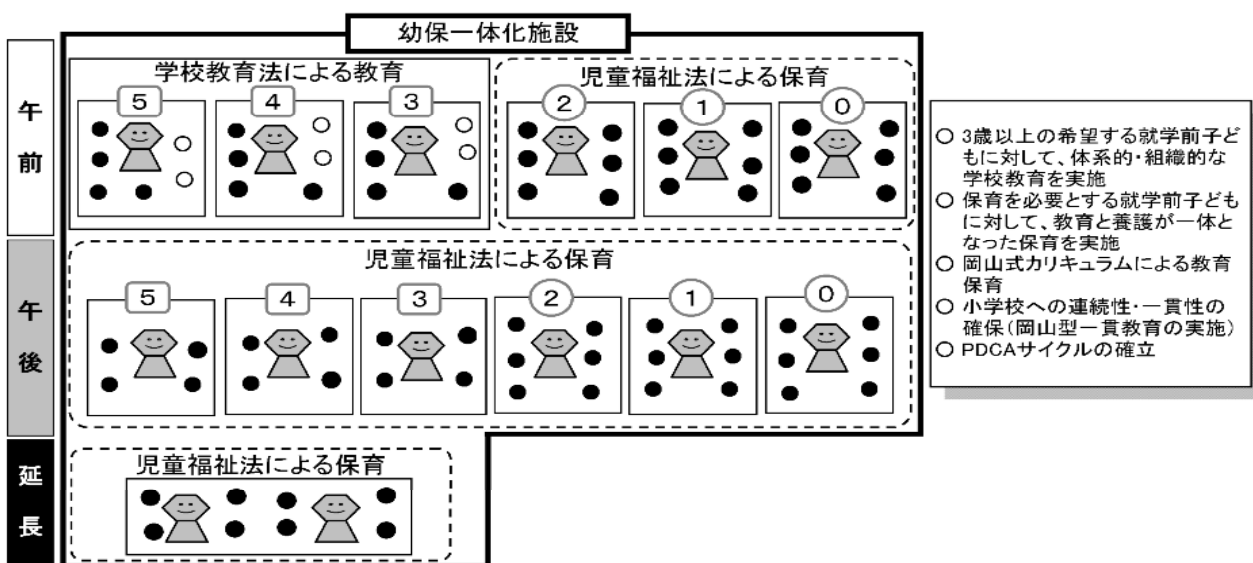


保育園
 保育所は、共働きなどの理由により、家庭において保育(養護(生命の保持等)や教育(子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助))ができない子ども(就学前の乳児及び幼児)に対し、個々の家庭に代わって養護及び教育を一体的に提供する施設である。



- <幼保連携強化の取組みでの成果>
- 幼保の区別なく等しく学校教育・保育が受けられる
 - 人間関係が広がる
 - 互いに刺激を受け合い、遊びの幅が広がる
 - 就学前に同じ体験ができ、友達が増えることで、就学後の友達関係が安定し、円滑な移行につながる
 - 職員の意識改革・資質向上

幼保一体化施設



- 3歳以上の希望する就学前子どもに対して、体系的・組織的な学校教育を実施
- 保育を必要とする就学前子どもに対して、教育と養護が一体となった保育を実施
- 岡山市カリキュラムによる教育保育
- 小学校への連続性・一貫性の確保(岡山型一貫教育の実施)
- PDCAサイクルの確立



★幼保一体化施設の整備を進めるにあたり、地元や保護者の理解を得る必要があることから、試行的に数園を運営し、良質な教育・保育の提供に向けた問題点や課題等を見出し、円滑な施設運営が図られるよう、実践を通じて研究・検証・改善を行ってまいります。

(3) 子ども・子育て関連3法への対応

国においては、平成24年8月22日に子ども・子育て関連法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法）が公布されました。

これにより、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設や地域の子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、市町村が実施主体として地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施することや市町村が保育の必要性を客観的に認定する仕組みの導入、小規模保育等の地域型保育についての市町村の認可事業とするなどが挙げられており、さらに二重行政を解消するため、認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けをもちせています。

本市においても、国の子ども・子育てに関する大幅な制度改正に対応し、果たすべき役割や質の高い幼児期の学校教育・保育を、一体的に提供する幼保一体化施設である幼保連携型認定こども園として、整備する方向で検討していきます。

また、幼保連携型認定こども園における利用者負担については、現在の保育制度と同様に保護者の負担能力に応じた応能負担とすることとされており、具体的な水準については、現在の利用者負担の水準を基本に、今後検討されることになっています。

さらに、これを基に各市町村では、利用者負担額の水準について検討することとなりますが、本市においては、現在の幼稚園・保育園における利用者負担額を参考としたうえで、適切な利用者負担額を検討していきたいと考えています。

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

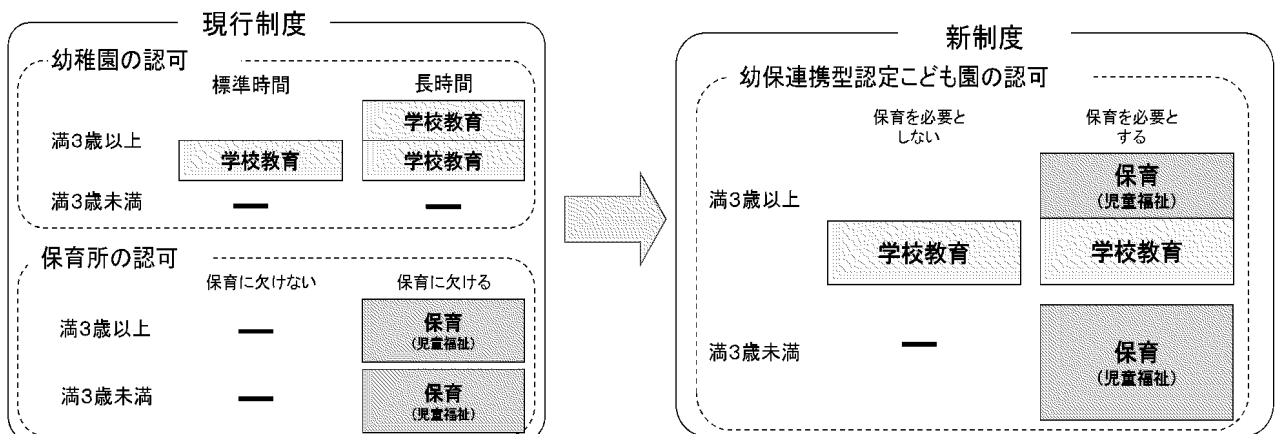
※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。



※出典：内閣府「子ども・子育て関連3法について」より抜粋

2 施設配置の最適化

(1) 配置計画の策定

一定の地域（「教育・保育提供区域」）ごとに施設の配置を考え、希望するすべての就学前の子どもに小中学校への連続性を大切にした就学前教育・保育を等しく提供できるよう、また、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握し、需要見込量等に効果的・効率的に対応するため、公立・私立、幼稚園・保育園を含めた施設の配置計画を策定します。

①策定にあたっての基本的な考え方

小中学校への連続性を確保するため、教育・保育提供区域（中学校区または小学校区を想定）ごとに、潜在ニーズ、需要見込量、供給量及び将来予測等客観的指標を元に施設の配置計画を策定します。

②配置計画の策定における指標

配置計画の策定にあたり指標を定め、その指標に基づき配置計画を策定します。

(ア) 幼児期の学校教育の需要

潜在的なニーズを含めた教育・保育提供区域(中学校区又は小学校区を想定)での幼児期の学校教育に係るニーズ

(イ) 保育の需要

潜在的なニーズを含めた教育・保育提供区域(中学校区又は小学校区を想定)での保育に係るニーズ

(ウ) 地域の家庭支援等の需要

教育・保育提供区域における潜在的なニーズを含めた家庭支援等(子育て支援拠点事業、一時預かり、延長保育等)のニーズ

(エ) 教育・保育提供区域（中学校区または小学校区を想定）における小学校就学前の子どもの数及び将来の増減予測

国や岡山市が調査・研究した人口動態予測等の数値を元に、教育・保育提供区域（中学校区または小学校区を想定）における就学前の子どもの数及び予測数値

(オ) 施設規模及び設備

施設の受入可能人数、保育室数、調理室等の有無及び処理能力等

(カ) 近隣施設の状況（幼稚園・保育園等の施設）

近隣施設の受入可能数等の状況

(キ) 交通事情、都市開発計画等

現在の交通事情、将来の都市開発計画等の状況

(ク) 風水害・地震・津波等の危険度、緊急時の避難の必要性

風災害の危険度、緊急時の避難の必要性の有無等

(ケ) セーフティネット、関係機関等との連携・接続等かなめとしての役割の有無

(コ) 施設の建築年数等

建物の建築年数や建て替えの容易度、耐震強度や耐震化の必要性

(2) 施設配置の最適化に向けた取組み

教育・保育提供区域（中学校区または小学校区を想定）ごとで、

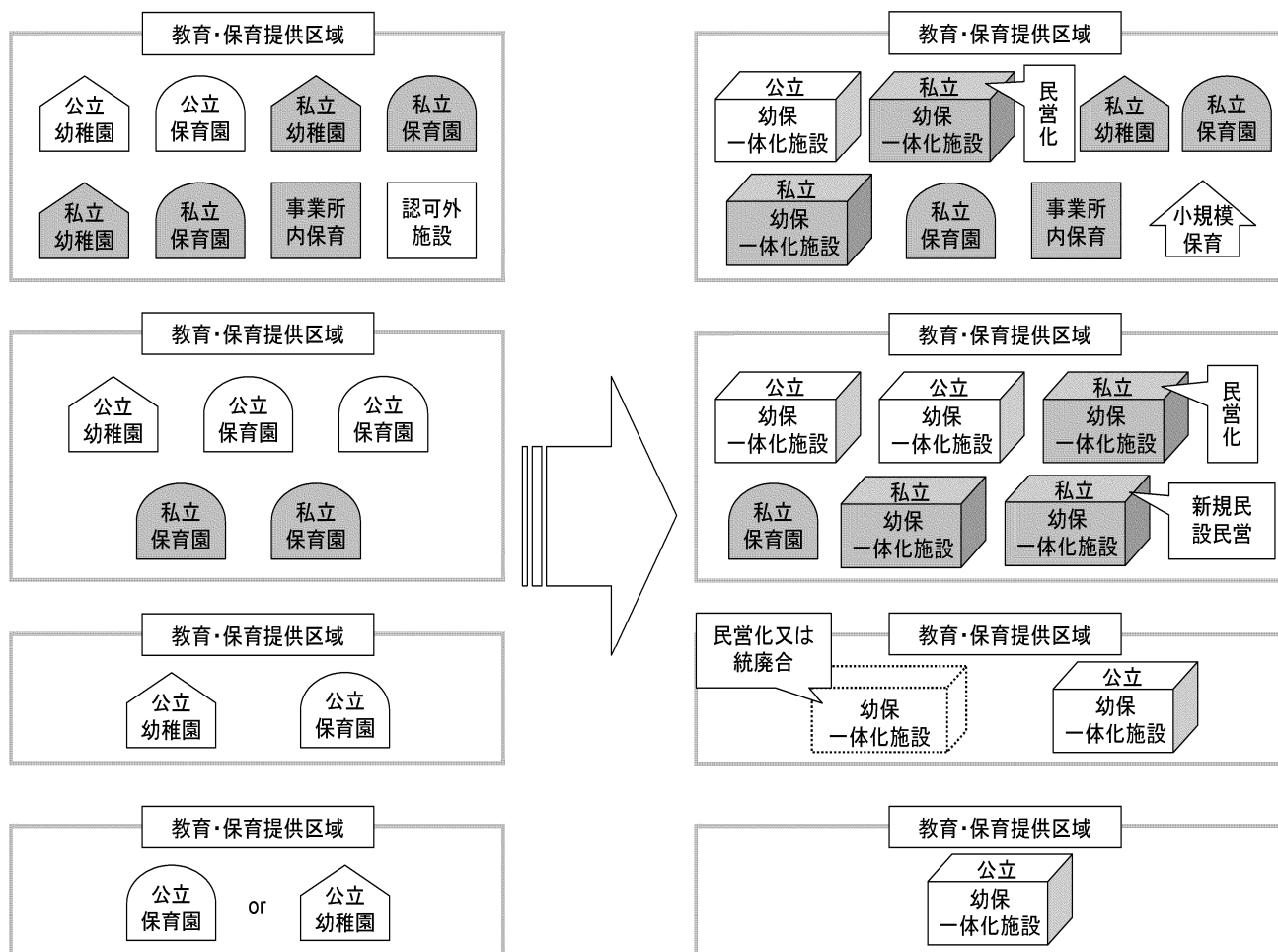
◎主として民間活力の活用により施設整備します。

◎公(官)として果たすべき役割をもつ市有施設は、幼稚園・保育園の一元化・一体化による幼保一体化施設として整備していきます。

◎公(官)として果たすべき役割をもたない市有施設は、原則として、民間活力の活用により運営する幼保一体化施設として民営化・民間委託の対象又は施設の統廃合の対象とします。

※施設の適性化にあたっては、利用者等市民の理解が図られるよう、努力していくことが大切です。

施設配置の最適化イメージ



※幼保一体化施設については、幼保連携型認定こども園を想定

(用語の解説)

○保留児童数

厚労省の待機児童の定義変更により、平成13年以降は、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している場合や認可保育所へ入所希望していても、地方公共団体の単独施策によって対応している場合には、保留児童として区分し、待機児童数から除くことになりました。

○預かり保育

通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動。幼稚園教育要領では、1998年の改定時に、初めて教育活動として位置付けられました。

○経常収支比率

人件費や公債費など経常的に支出される経費に充当された一般財源が、市税などの経常的に収入される一般財源に占める割合

比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表し、一般的に80%を超えると、財政の弾力性が失われつつあると言われていています。

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値をいいます。通常は過去3カ年の平均値を指します。

この財政力指数が1.0を上回れば地方交付税交付金が支給されない不交付団体となり、下回れば地方交付税交付金が支給される交付団体となります。

○実質公債比率

地方公共団体の収入に対する負債返済の割合を示します。

通常、3年間の平均値を使用し、18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上だと借金を制限されます。

○セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

○幼児期の学校教育

学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)

○保育(養護・教育)

児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育

○教育・保育提供区域

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

※以上は、子ども・子育て関連3法で整理された定義

○特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

○障害児保育

一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、適切な対応を図ること。

○幼稚園・保育園の一元化

幼稚園機能と保育園機能を一本化すること。

○幼稚園・保育園の一体化

幼稚園施設と保育園施設の施設・運営を一本化すること。

○幼保一体化施設

幼稚園と保育園の機能、施設及び運営を一本化した施設

○子ども・子育て関連3法

「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党)による3党合意から、認定こども園法の一部改正法案、子ども・子育て支援法法案、関係法律の整備法案の3法案が国会に提出され、平成24年8月10日に参議院において可決、成立の後、平成24年8月22日に公布されました。

(主なポイント)

- ・認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善)
- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設
- ・地域の子ども・子育て支援の充実